○中国地方整備局告示第二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月十日

中国地方整備局長　丸山　隆英

一　施行者の名称　山口県

二　都市計画事業の種類及び名称　下関都市計画道路事業三・三・九号長府綾羅木線及び三・五・二十九号勝山安岡線

三　事業施行期間　自平成二十八年三月十日至平成三十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　山口県下関市大字勝谷字堂田、字阿ら安及び字金子並びに大字田倉字橋ノ本、字大番ノ前、字中縄手、字赤頭、字東中原、字神ノ木及び字西中原地内

使用の部分　山口県下関市大字田倉字西中原及び大字勝谷字阿ら安地内

○中国地方整備局告示第二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月十日

中国地方整備局長　丸山　隆英

一　施行者の名称　山口県

二　都市計画事業の種類及び名称　周南都市計画道路事業三・四・百六号船戸三太線及び三・五・百十一号川園線

三　事業施行期間　自平成二十八年三月十日至平成三十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　山口県光市大字浅江字鯨、字末長、字下鍛冶屋、字大片及び字池村並びに木園一丁目地内

使用の部分　山口県光市木園一丁目地内

○九州地方整備局告示第二十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　鈴木　弘之

一　供用を開始する区間　図面縦覧場所

路線名　二百八号　柳川市大和町豊原字沓形一四八番二から同市大和町徳益字流川七一〇番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月十日

○九州地方整備局告示第二十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　鈴木　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考	
熊本市北区四方寄町字内鶴五七六番二から同市南区近見七丁目二二七〇番一まで	前 A	一三・二〇～一二〇・〇〇	一二・三六〇（キロメートル）	
	B	一八・五〇～二一四・〇〇	七・五八〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 A	一三・二〇～一二〇・〇〇	一二・三六〇	
	B	一八・五〇～二一四・〇〇	七・五八〇	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○九州地方整備局告示第三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　鈴木　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	
八女市立花町下辺春字岩ノ元三三一番から同市立花町下辺春字二反田四二六番一まで	前	一三・八〇～八四・八〇（キロメートル）	
	後	一三・八〇～一一三・九〇	〇〇・〇一一

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○九州地方整備局告示第三十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　鈴木　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	
大分県速見郡日出町大字藤原字友田二二六二番三から同町字片向三四六八番一まで	前	三二・一九～六二・〇九（キロメートル）	
	後	二五・五二～四九・八五	〇〇・七〇六

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

○九州地方整備局告示第三十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　鈴木　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	
久留米市田主丸町鷹取字堺町四九一番一から同市田主丸町鷹取字堀田五三五番二まで	前	八・八〇～一一・一〇〇（キロメートル）	
	後	一一・一〇～二七・八〇	〇〇・一四三

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所